

議 案 第 56 号

摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月9日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例を制定するもので
ある。

摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

(摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正)

第1条 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年摂津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改
める。

(摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年摂津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。